

平成27年度 社会福祉法人 指導監査の結果について

1 指導監査の実施状況について

平成27年度における指導監査は、別府市社会福祉法人指導監査実施要綱及び別府市社会福祉法人指導監査実施計画に基づいて、別府市が所轄庁となる社会福祉法人35法人のうち、19法人について一般監査（実地）を実施しました。

2 指導監査の重点事項

(1) 適正な法人運営の確立

役員の選任手続きが、定款の定めに従い行われていること。

役員の報酬は勤務実態に即して支給しており、役員報酬規程等を整備した上で支給していること。

各理事について、親族等の特殊の関係のある者が定款に定める数を超えて選任されていないこと。

理事会及び評議員会の議事録は、正確に記録され、保存されていること。

監事により、理事の業務執行の状況、当該法人の財産の状況など、毎年定期的に十分な監査が行われていること。

(2) 適正な管理体制の確立

不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、原則、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされていること。

基本財産以外の資産（運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運営にあたって、安全、確実な方法で行われていること。

入札契約、随意契約は国の通知や経理規程等に沿って適正に行われていること。

社会福祉施設の利用者から預かっている金銭は別会計で経理されるとともに適正に管理がなされていること。

各法人経理規程及び社会福祉法人新会計基準にしたがい、会計処理及び資産管理が適正に行われていること。

(3) 前回の指摘事項の改善状況の確認

3 3年間の指摘件数の推移

指摘内容	文書指摘件数		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
定款変更等に関する事	5	4	1
役員等の構成、選任に関する事	9	11	3
理事会、評議員会等に関する事	14	3	11
資産管理に関する事	4	3	1
会計、経理に関する事	20	11	10
その他	1	3	0
合 計	53	35	26

平成25年度から、別府市が法人指導監査を実施するようになり、3年が経過しました。平成27年度は、前回指摘事項の改善が見られた結果、指摘件数は減少傾向にあります。しかし、社会福祉法人新会計基準導入後の対応に関する指摘件数は増加しています。

4 平成27年度の主な指摘内容

指摘事項については、各法人に対して改善処理結果の報告文書の提出を求めるなどし、概ね是正改善に向け対応されていることを確認しました。主な指摘内容は以下のとおりです。

(1) 理事会、評議員会等に関する事

理事会や評議員会で審議が必要な事項について、審議されていない事例が見受けられました。審議が必要な事項について説明し、今後、理事会や評議員会を開催する際に、事前に確認する旨指導しました。

(2) 会計、経理に関する事

社会福祉法人新会計基準の導入後の対応について、不十分だった事例が見受けられました。内部取引消去、一年基準の導入、作成する書類の不備など、個別の事例について説明し、必要な訂正や適正な処理を行う旨指導しました。

また、契約事務について、随意契約の理由が不明確である事例が見受けられました。経理規程に基づき適正な処理を行うよう指導しました。